

犬を飼われている方へお願い

犬を飼われている方には、市町村役場で登録を行ない、適切に飼うことが義務付けられています。
放し飼いなどが発覚した場合には、以下のような罰則が適用されることもありますので、十分ご注意ください。

「岡山県動物の愛護及び管理に関する条例」から抜粋

(犬の飼い主の遵守事項)

第八条 犬の飼い主は、前条各号に掲げる事項のほか、その飼養する犬について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのない場所において、固定した物に網若しくは鎖で確実につないでおき、又はさく、おりその他の囲いの中に收容しておくこと。ただし、次のイからニまでのいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 警察犬、狩猟犬、盲導犬その他の使役犬をその目約のために使用する場合

ロ 犬を制御できる者が、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのない場所及び方法で訓練する場合

ハ 犬を制御できる者が、網又は鎖で確実に保持して移動させ、又は運動させる場合

ニ イからハまでに掲げるもののほか、規則で定める場合

二 咬癖のある場合は、口輪をかける等の措置を講ずること。

三 公共の場所においてふんを排せつした場合は、直ちに除去すること。

四 犬を飼養している旨の標識を、外来者の見やすい箇所に掲示しておくこと。

五 犬の種類、健康状態等に応じて、適正に運動させること。

六 必要に応じて、しつけを行うこと。

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一号の規定に違反して、犬をつなぐ、又は收容していない者

お問い合わせ先

町民環境課

河中

電話(08668)54-2684

『愛玩鶏を飼っている皆様へ』

高病原性鳥インフルエンザウイルスの侵入を防止しましょう！

高病原性鳥インフルエンザ発生予防のための衛生対策

〈日常の飼育管理を徹底する〉

- ① 毎日、愛玩鶏を観察し、飼育場所やその周辺を清潔に保ちましょう
- ② 世話をした後は、手洗いやうがいをお願いします
- ③ 他の養鶏場や仲間の飼育場所への立入は自粛しましょう

〈野鳥や野生動物との接触を防ぐ〉

- ① 飼育場所に金網や防鳥ネット(2cm角以下)を張り、隙間を塞ぐ
- ② 餌や水は小屋の中に置き、餌が小屋の周辺に散乱しないようにする
- ③ 衛生的な水道水や井戸水を与える
- ④ 飼育場所の近くに野鳥や野生動物が好む実のなる樹木を植えない

〈ウィルスを持ち込まない〉

- ① 世話をするときは、専用の履物、衣服を身につける
- ② 飼育場所の出入口に、踏込消毒槽やアルコールスプレーなどを設置し、出入の時に履物、衣服、手を消毒する

異常の早期発見、早期通報

愛玩鶏が連続して死亡するなどの異常があれば、速やかに次のいずれかの機関や動物病院へ連絡して下さい。

- ・津山家畜保健衛生所 電話(08668)29-0040
- ・鏡野町産業観光課 電話(08668)54-2687
- ・奥津振興センター 電話(08668)52-2211
- ・上齋原振興センター 電話(08668)44-2111
- ・富振興センター 電話(08667)57-2111